



島根県報

令和4年6月28日（火）

号外第69号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	4
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	6
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	8

公布された条例等のあらまし

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

(1) 大学等奨学資金に係る返還債務の免除の規定の追加（第2条関係）

ア 貸付金の種類

学校教育法による大学、大学院、短期大学（修業年限2年以上の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年又は修業年限2年以上の認定専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在学し、かつ、島根県の区域内（以下「県内」という。）に住所を有したことが一定期間ある者、父母が県内に住所を有する者その他知事が定めるこれらに準ずるものに対する資金の貸付けを行う公益財団法人島根県育英会（以下「育英会」という。）に対して貸し付けた資金（以下「県貸付資金」という。）

イ 免除の条件及び範囲

育英会から資金（県貸付資金を原資とするものに限る。）の貸付けを受けた者（以下「被貸与者」という。）が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、被貸与者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。債務の全部又は一部

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

(1) 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を2年間延長し、令和6年3月31日までとすることとした。（第8条の2関係）

(2) 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用を受ける場合において、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該計画の認定から特別償却設備を新設し、又は増設するまでの期間を1年間延長し、3年間とすることとした。（第8条の2関係）

(3) 引用する条項の整理

2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)及び(2)については、令和4年4月1日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した場合に適用することとした。

◇島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げることとした。

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額（第4条関係）

区 分	改正前	改正後
一般運送契約以外の契約	1日当たり	1日当たり
自動車借入契約	15,800円	16,100円
燃料供給契約	7,560円	7,700円

(2) ビラの作成に係る公費負担の限度額（第8条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
-----	-------	-------

ビラの作成枚数が5万枚以下である場合	1枚当たり 7円51銭	1枚当たり 7円73銭
ビラの作成枚数が5万枚を超える場合	1枚当たり 375,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額	1枚当たり 386,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額

(3) ポスターの作成に係る公費負担の限度額（第11条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
ポスター掲示場の数が500以下である場合	1枚当たり 525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
ポスター掲示場の数が500を超える場合	1枚当たり 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

2 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙について適用することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 25 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「専修学校進学者特別支援資金その他の」を削る。

第 2 条の表専修学校進学者特別支援資金の項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、「島根県の区域内（以下「県内」という。）」を「県内」に、「公益財団法人島根県育英会（以下この項において「育英会」という。）」を「育英会」に改め、同項の前に次のように加える。

大学等奨学資金	経済的な理由により修学することが困難であると認められる者の修学を支援するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、大学院、短期大学（修業年限2年以上の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年又は修業年限2年以上の認定専攻科に限	育英会から資金（県貸付資金を原資とするものに限る。）の貸付けを受けた者（以下この項において「被貸与者」という。）が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、被貸与者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。	債務の全部又は一部
---------	---	---	-----------

	<p>る。)又は専修学校(専門課程に限る。)に在学し、かつ、島根県の区域内(以下「県内」という。)に住所を有したことが一定期間ある者、父母が県内に住所を有する者その他知事が定めるこれらに準ずるものに対する資金の貸付けを行う公益財団法人島根県育英会(以下この項及び次項において「育英会」という。)に対して貸し付けた資金(以下この項において「県貸付資金」という。)</p>		
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 26 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「第12条第 3 項」を「第12条第 4 項」に、「第45条第 2 項」を「第45条第 3 項」に改める。

第 4 条中「第12条第 3 項」を「第12条第 4 項」に、「第45条第 2 項」を「第45条第 3 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第28条の 9 第15項」を「第28条の 9 第20項」に、「第12条第 3 項」を「第12条第 4 項」に、「第45条第 2 項」を「第45条第 3 項」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「令和 4 年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に、「以後 2 年」を「以後 3 年」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に、「2 年」を「3 年」に改め、同条第 3 項中「令和 4 年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に、「以後 2 年」を「以後 3 年」に改め、同条第 4 項中「令和 4 年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に、「以後 2 年」を「以後 3 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（次項において「新条例」という。）第 8 条の 2 の規定は、同条に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、令和 4 年 4 月 1 日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための

県税の課税免除等に関する条例第 8 条の 2 に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、同日前に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

- 3 令和 4 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 8 条の 2 の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「又は同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年島根県条例第 26 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 2 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和 4 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は令和 4 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 27 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改め、同条第 2 号中「375,500 円と 5 円 2 銭」を「386,500円と 5 円 18 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改め、同条第 2 号中「27 円 50 銭」を「28 円 35 銭」に、「573,030 円」を「586,905 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。